

名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護保険事業所（以下「事業所」という。）における新たな介護人材の確保、職員の定着並びにキャリアアップを促進することを目的に、事業所の従業者が受講した介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修（以下「研修」という。）の費用を負担した法人に対し、予算の範囲内において、名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金の交付等に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する3年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修課程に係る研修をいう。
- (3) 介護保険サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス、介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。
- (4) 介護保険サービス事業所 介護保険サービスを提供する事業所のうち、市内に所在するものをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交付申請日において、介護保険サービス事業所を運営している法人のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 介護保険サービス事業所の従業者に対し、研修の受講費用等を4分の3以上負担していること
- (2) 介護保険サービス事業所の従業者が研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること
- (3) 介護保険サービス事業所の従業者が研修を修了した日以降の法人内における勤務期間（休職期間は除く。）が介護職として3か月を経過し、かつ、引き続き勤務していること
- (4) 助成を受ける経費について、他からの助成を受けていないこと

(対象経費等)

第4条 助成金の対象となる経費は、研修に係る講座の受講費及び教材費（消費税等相当額を除く。以下「受講費用」という。）とする。

- 2 助成金の上限額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）は、研修を受講した従業者1人あたりに対して負担した受講費用の3分の2とし、5万円を上限とする。
- 3 助成金の交付は、研修1種類につき、研修を修了した者ごとに1回限りとする。
- 4 交通費、分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まないものとする。

（交付申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 指定研修機関の受講費用領収書の写し
- (3) 研修の受講費用及び受講内容がわかるもの
- (4) 在職証明書（様式第2号）
- (5) 研修を受講した従業者に対して、研修の受講費用を4分の3以上負担したことが確認できる書類（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できる書類に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上で交付の可否を決定し、名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 助成金の交付が不適当と認めたときは、名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消又は返還）

第7条 市長は、前条による交付決定後又は助成金の交付後に、当該決定又は交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けていた場合は、規則第16条及び第17条の規定によりその全部又は一部の決定を取り消し、及び助成金の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合、名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金返還請求書（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
（名護市介護職員初任者講習支援事業実施要綱の廃止）
- 2 名護市介護職員初任者講習支援事業実施要綱（令和6年告示第136号）は、廃止する。

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
法人名
代表者

名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付申請書兼請求書

名護市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 研修修了者一覧（複数人の場合）
- 3 研修を修了したことを証する書類の写し
- 4 指定研修機関の受講費用領収書の写し
- 5 研修の受講費用及び受講内容がわかるもの
- 6 在職証明書（様式第 2 号）
- 7 研修を受講した従業者に対して、研修の受講費用を 4 分の 3 以上負担したことが確認できる書類（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できる書類に限る。）

振込先指定口座

金融機関・支店名	銀行・農協 金庫・組合	本店・支店 本所・支所
口座の種類	普通	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

年 月 日

名護市長 殿

在職証明書

下記の者について、 年 月 日、当法人に在職していることを証明します。

記

住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
勤 務 先	法 人 名		
	サ ー ビ ス 種 類		
	勤 務 期 間	年 月 日から □現在も勤務を継続している (うち、休職期間)	
雇 用 形 態	☐ 正規職員 ☐ 非常勤職員 ☐ その他 () 勤務日数 (週 日間) 1日の勤務時間 (時間)		

住所

法人名

代表者名

印